

令和 3 年度
工事監査報告

□

令和 4 年 4 月
環境林務部工事監査

森林土木工事監査

1 令和3年度 森林土木工事監査の概要

森林土木工事監査は、県、市町村及びふるさとの森生産性強化対策事業等の事業主体が実施する森林土木工事の適正かつ円滑な執行に資するため、「鹿児島県環境林務部工事監査要領」に基づき、工事事務や現地の施工状況について行うものであり、契約業務、労働安全、施工体制、環境配慮、監督業務、設計積算、施工管理（工程、品質、出来形、写真）等を監査項目としている。

なお、労働災害の防止、適正な施工体制の確保、環境に配慮したリサイクル製品等の使用及び的確な監督業務の実施による事業の適正な履行を図る観点から、次の5点を重点項目としている。

【重点項目】

- ① 労働安全衛生規則等が遵守されているか。
- ② 適正な施工体制が確保されているか。
- ③ 環境に配慮した工事が実施されているか。
- ④ 県産材の活用が図られているか。
- ⑤ 監督業務が的確に行われているか。

2 監査対象工事及び監査実施箇所

- (1) 監査対象は、令和3年度治山・林道事業（令和2年度繰越工事を含む）及びふるさとの森生産性強化対策事業等で実施する林業専用道（規格相当）。
- (2) 令和3年度は、事業進捗状況等を考慮し、治山事業49箇所、林道事業及びふるさとの森生産性強化対策事業（林業専用道（規格相当））27箇所、計76箇所（監査率23.8%）の監査を実施した。

工事監査実施状況

（単位：件、千円、%）

区分		治山		林道		合計	
		箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費
県	対象箇所数	159	6,372,410	50	2,386,195	209	8,758,605
	監査箇所数	48	2,179,008	17	720,195	65	2,899,203
市町村等	対象箇所数	7	54,809	103	1,364,803	110	1,419,612
	監査箇所数	1	7,920	10	219,230	11	227,150
合計	対象箇所数(A)	166	6,427,219	153	3,750,998	319	10,178,217
	監査箇所数(B)	49	2,186,928	27	939,425	76	3,126,353
監査率(B/A)		29.5	34.0	17.6	25.0	23.8	30.7

※市町村等の林道には、ふるさとの森生産性強化対策事業（林業専用道）を含む。

3 監査結果

監査で注意・指導を行った事項・内容は、以下のとおりである。

【重点項目】

(1) 労働安全衛生規則等が遵守されているか。

- ① 店社パトロールの記録を整理すること。
- ② 安全研修・訓練は、下請業者も含めて実施すること。
- ③ 車輛点検は、特定自主検査（年検査）、月例自主検査、始業前点検の記録を整理すること。
- ④ チェンソーの特別教育を受講したことが確認できる資料を整理すること。
- ⑤ チェンソー作業を行う際は、切創防止用保護衣の着用など、安全対策には十分注意すること。

(2) 適正な施工体制が確保されているか。

- ① 工事カルテの登録は、契約締結後定められた期間内に行うこと。
- ② 施工体制台帳に、二次下請の契約書の写しを添付すること。

(3) 環境に配慮した工事が実施されているか。

- ① チェーンオイルにはエコマーク認定商品を使用するとともに、写真管理も適切に行うこと。

(4) 県産材の活用が図られているか。

- ① 材料承認願いに県産材証明書を添付すること。

(5) 監督業務が的確に行われているか。

- ① 法面上部に伐採木が残っているため、撤去するよう指導すること。
- ② 施工計画書の実施工程表の誤りを修正すること。
- ③ セメントミルクの材料承認、配合報告書等を提出させること。
- ④ 起工測量の結果は、工事打合せ簿で行うこと。
- ⑤ 監督職員選任通知書の権限条項に誤りがあるので修正すること。（市町営）

【一般項目】

(1) 設計積算

- ① 設計書備考欄の誤記を修正すること。

(2) 施工内容

- ① コンクリート表面に気泡痕が多いため、丁寧な施工を行うこと。
- ② 施工方法を変更した場合は、施工計画書に反映させること。

(3) 施工管理

ア 工程管理

- ① 工程計画と現場の進捗状況を常に把握し、現場や気象条件等により遅れが生じた場合は、フォローアップを行うなど適切な工程管理に努めること。

イ 品質管理

特に注意すべき事項なし。

ウ 出来形管理

特に注意すべき事項なし。

エ 写真管理

- ① 裏栗石の延長管理写真がないため、根拠資料を整理すること。

(4) 木材利用

特に注意すべき事項なし。

(5) その他

特に注意すべき事項なし。

4 今後の対応

以上の監査結果を踏まえ、令和4年度の工事監査を実施する。